

第3部 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、町及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。

また、町だけでは対処できない事態は、協定に基づく広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

1. 応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境の確立に配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

(1) 鹿児島県の方針

ア 災害状況等に応じた活動体制の確立

県は、風水害等の災害が発生した場合、国、防災関係機関、他の都道府県等と連携・協力し、災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ、総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、県災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請に困難を伴う市町村も生じ得るため、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、市町村が実施する応急対策を県が代行する。

(ア) 災害対策本部設置前の初動体制

a 情報連絡体制の確立

県内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、危機管理防災局職員による情報連絡体制を確立する。

b 災害警戒本部の設置

(a) 県内に小規模な災害が発生したとき又は各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合は、災害警戒本部を設置する。

(b) 災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害対策本部（支部）を設置した時は、災害警戒本部（地方本部）を廃止する。

(イ) 災害対策本部の設置

a 県災害対策本部の設置又は廃止

(a) 県災害対策本部の設置

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ① 県内に重大な災害が発生し又は発生するおそれがあると認められたとき。
- ② 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- ③ 県内に特別警報が発表されたとき。

(b) 県災害対策本部の廃止

本部長は、県の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策本部を廃止する。

(c) 知事は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

b 県災害対策支部の設置又は廃止

(a) 県災害対策支部（姶良・伊佐支部）の設置

連協長（姶良・伊佐地域連絡協議会長）は、管内に重大な災害が発生し若しくは発生するおそれのある場合は、本部長の指示に基づき、災害対策支部を設置する。ただし、特別警報が発表されたとき又は緊急を要し、指示のいとまがないときは、連協長は支部を設置し、本部長に報告する。

(b) 県災害対策支部の廃止

連協長は、管内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策支部を廃止する。

c 県現地災害対策本部の設置又は廃止

(a) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(b) 現地本部の廃止基準

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

(ウ) 現地対策合同本部の設置

本部長は、災害の規模が特に甚大で、複数市町村が被災した場合、被災市町村等と協議し、必要に応じ、地域振興局又は支庁に現地対策合同本部を設置するなどの対応を図る。

(エ) 国の非常本部等の現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が、県内に設置された場合、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

イ 県災害対策本部

本部の組織、職員の配備基準は、県の計画による。

また、本部会議の事務の所掌は、次のとおり。

- (ア) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長、総括危機管理防災監及び各対策部長をもって構成する。
- (イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。
- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
 - b 国、他都道府県、市町村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
 - c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - d 災害救助法の適用に関すること。
 - e 国、他都道府県、市町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
 - f その他、重要事項に関すること。

ウ 災害対策本部等の設置基準

体 制	基 準	主な活動内容
情報連絡体制	県内に各種の 気象警報等 が発表されたとき。	市町村や関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	1 県内に 小規模な災害 が発生したとき。 2 県内に各種の 気象警報等 が発表され、 災害の発生が予想 されるとき。	事前に指定した課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策などの防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第 1 配 備 1 比較的軽微な災害 若しくは、 局地的な災害 が発生し又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。 2 県内に 特別警報 が発表されたとき。	災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第 2 配 備 相当の被害 が発生し又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	
	第 3 配 備 全地域にわたり大きな災害 が発生し又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	
	第 4 配 備 特に 甚大な被害が発生 し又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき。	

(2) 湧水町の方針

ア 災害状況等に応じた活動体制の確立

町は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

(ア) 災害初動体制

住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後の災害初動体制（情報連絡又は災害警戒本部体制）を早急に確立して、応急対策に着手する。

- a 各種の気象警報が発令された時は、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

b 災害警戒本部の設置及び廃止

- (a) 各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合は、災害警戒本部を設置する。

- (b) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長に副町長を、副本部長に総務課長、地域総務課長をもって充てる。

- (c) 災害の発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を廃止する。

(イ) 災害対策本部

規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して、応急対策に着手する。

- a 災害対策本部条例に基づき、次のような災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置するものとする。

- (a) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認めるとき。

- (b) 現に災害が発生し、その規模及び範囲等から判断し、災害対策の実施が必要であると認めるとき。

- b 災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策の必要がなくなったと認められるときは廃止する。

- c 災害対策本部を設置し又は廃止したときは、県関係機関、住民等に対して防災行政無線、電話、広報車、その他迅速な方法により通知公表するものとする。

(ウ) 現地災害対策本部

被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、国・関係機関等と連携をとって活動を推進する。

イ 町災害対策本部

(ア) 災害対策本部の組織

- a 災害対策本部条例第2条（組織）による本部長を町長、副本部長に副町長をもって充てる。

- b 災害対策本部条例第3条により、本部長が必要と認めたときは、部を置き各対策部に班を置く。

- c 災害対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもつて組織を構成する。

- d 災害対策本部に災害対策要員を置き、町の職員（教育委員会、農業委員会、議会事務局を含む。）をもつて充てる。

(イ) 災害対策本部等の構成

災害対策本部、災害警戒本部の構成は、別紙第1を基準とする。

別紙第1「湧水町災害対策本部組織表」

(ウ) 災害対策本部の所管事務

a 本部会議の事務の所掌は、次のとおりであり、本部会議において、災害対策の基本方針を決定する。

(a) 災害予防、災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(b) 県、近隣市町村、その他防災機関との連絡調整に関すること。

(c) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(d) 災害救助法の適用に関すること。

(e) 県、近隣市町村等、その他防災機関への応援要請に関すること。

(f) その他、本部長が重要と認める事項に関すること。

b 災害対策本部の事務の分掌等は、別紙第2を基準とする。

別紙第2「災害対策本部の事務分掌」

(エ) 動員方法

a 災害発生のおそれがある場合の動員

(a) 勤務時間外において、宿直員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき又は非常事態の発生を知ったときは直ちに総務課長、関係課長、消防正副団長に連絡するものとする。

(b) 通報連絡をうけた課長、正副団長は、必要に応じて直ちに所定の系統により配備要員を動員し、警報の伝達、情報の収集・連絡、並びに災害応急対策実施の体制をとるものとする。

b 災害対策本部が設置された場合の動員

(a) 本部長は、災害対策本部が設置された場合は、速やかに本部会議を招集し、配備計画に基づく配備要員の動員を行う。

(b) 非常召集動員（伝達）要領

配備決定後は、総務・情報対策部長（総務課長）が、各対策部長に配備要員の動員について伝達し、各対策部長は、各班長に伝達する。

各班長は、第1次配備要員に伝達するとともに、適任者を非常連絡員に指定し、各関係機関等との連絡・調整にあたらせる。

じ後、増員配備が決定した場合は、各対策部の正副2名の非常連絡員が第2次配備、第3次配備要員への伝達を担任し、動員を促進する。

c 自主参集

職員は、時間外において災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知り得たときは、自ら進んで所属課長と連絡をとり又は自らの判断により連絡を待つことなく、直ちに自主的に登庁する等、自主参集に努める。

d 動員の基準

(a) 災害対策本部等の設置基準は、別表第1のとおりとする。

また、設置に伴う動員対象は、町職員、消防団員、消防職員とする。

(b) 動員配備体制の基準は、別表第2のとおりとする。

ウ 災害対策本部等の設置基準

体制	基 準	主な活動内容
情報連絡体制	大雨、洪水、強風等の 気象警報が発令されており、水防団待機水位を超えて、更に水位の上昇 のおそれがある場合又は災害の発生が予想されるとき。	県、防災関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	<p>1 大雨、洪水、強風等の気象警報（土砂災害警戒情報を含む。）が発令されており、はん濫注意水位を超えるようとしたとき又はその状況から小規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 その他、災害警戒本部長が、特に必要と認めたとき。</p>	災害情報の収集、応急対策などの防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	<p>1 大雨、洪水、強風等の気象警報（大雨特別警報を含む。）が発令されており、はん濫注意水位を超えて、比較的軽微な災害若しくは、局地的な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 その他、災害対策本部長が、特に必要と認めたとき。</p>	<p>災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。</p> <p>この際、災害応急対策の万全を期すため、職員及び防災関係者は、全員で事態に即応した業務に従事するものとする。</p>
	<p>1 暴風、大雨、洪水等の気象警報が発令されており、その状況から相当の災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 その他、災害対策本部長が、特に必要と認めたとき。</p>	
	<p>1 全地域にわたり大きな災害若しくは、甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 その他、災害対策本部長が、特に必要と認めたとき。</p>	
災害対策本部業務の予定	<p>1 人命救助の限界とされる発災後、約72時間の災害対策本部の活動を律する業務の予定は、付表第1のとおり。</p> <p>2 住民、自主防災組織、応援部隊を含めた全般の予定は、付表第2のとおり。</p>	

付表第 1

付表第 2

災害対策本部活動業務予定（風水害対策）							
時 間	★水害等	1日 (24時間)	3日 (72時間)	1週間 (7日)	1ヶ月 (30日)	数ヶ月	6ヶ月 (180日)
主要 応急 対 策	人命の救出・救助	避難所の開設・運営	ライフラインの復旧	仮設住宅の建設			
期 区 分	即時対応期 // 应急対応期	本格対応期	復興・復旧期				
住 民 自 主 防 災 組 織	自助（応急対策） 共助（救助・救助、地域住民の助け合い等）	避難所等への避難、片付け等	仮設住宅等への入居、生活再建への取組み				
応 援 部 隊	警 察	警備体制の確立 非常参集 警備捜索活動等	災害発生時の措置 情報収集、リエゾン 緊急交通路の確保 検査・身元特定、行方不明者捜索等	被災地或における社会秩序の維持 災害復旧日及び復興対策への協力等			
消 消 防 团	消防体制の確立 非常参集 水防救助活動等	災害発生時の措置 警戒活動（出火防止広報、初期消火） 水防活動、救助活動、行方不明者捜索、救急医療搬送等	災害発生時の措置 警戒活動（出火防止広報、初期消火） 水防活動、救助活動、行方不明者捜索、救急医療搬送等	事態安定期の措置 警戒活動（出火防止広報） (行方不明者捜索支援等)			
自 衛 隊	隊区担当部隊 即時救援活動等 偵察人命救助等	統合任務部隊等による応急救援活動等 ←人命救助活動 → ←行方不明者捜索 ←生活支援（給食・給水・入浴・衛生・医療）、瓦礫除去等 → ←	撤収				
各 部 町	消防・水防	総務・情報 救衛助 各対策部 湧水町	短期業務予定による。	細部は、各対策部長の計画による。			

工 動員配備体制

体制区分 各関係課	事前配備	情報連絡	災害警戒 本 部	災害対策本部		
				第1次 配 備	第2次 配 備	第3次 配 備
総務課	2	2	2	3	3	全員
企画財政課			1	2	3	全員
住民税務課			1	2	6	全員
長寿福祉課			2	4	6	全員
健康増進課			1	3	6	全員
産業振興課			1	5	4	全員
会計課			1	1	全員	—
水道課			1	2	全員	—
地域総務課		1	1	全員	—	—
建設課		1	3	4	全員	—
まちづくり 推進課			1	2	全員	—
議会			1	1	全員	—
農業委員会			1	1	1	全員
教育総務課		1	1	3	4	全員
生涯学習課			1	4	2	全員
参考事項	• 情報連絡、災害警戒本部体制配備は、縮小できるものとする。 • 災害対策本部各配備に必要な職員は、増減できるものとする。					

2. 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごと情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

(1) 県の通信連絡手段の確保・運用

ア 情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

災害時は、被災状況等の情報の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。

しかしながら、発災直後の段階は、被災市町村との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。

このため、以下の基本方針により、各種情報の管理・統制体制を確立する。

- (ア) 県防災行政情報ネットワークシステム等の運用
- (イ) 連絡用電話の指定等
- (ウ) 情報管理に必要な物的準備
- (エ) 情報連絡責任者の指定等
- (オ) 緊急情報提供システム等の活用

イ 県防災行政無線の通信連絡体制の確立

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時困難となることが想定されるため、防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

ウ 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、保有する無線通信手段自体の故障、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。

したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段を尽くして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

エ 電気通信設備の利用

災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね以下の方法のうち、実情に即した方法で行う。ただし、固有の通信施設を持っていない機関については、これを利用する。

- (ア) 普通電話による通信（一般通話）
- (イ) 災害時における優先電話等による通信
- (ウ) 通信の途絶防止
- (エ) 非常通信の利用
- (オ) 防災相互通信用無線による通信（150MHz、400MHzを活用）

(2) 町の通信連絡手段の確保・運用

ア 通信連絡系統

防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を指定して、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないよう運用上の措置を講ずる。

イ 無線通信体制の確立

整備済みの防災行政無線等をはじめ衛星携帯電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

ウ その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話、衛星携帯電話、その他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段（例）

（ア）一斉同報メール

登録した地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信する。

（イ）緊急速報（エリアメール等）

町内の携帯電話所持者に対して、災害関連情報を一斉にメール配信する。

（ウ）ワンセグ

地域住民に対して、携帯電話のデータ通信機能を活用して、災害関連情報を配信する。

（エ）データ放送

地域住民に対して、地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用して、災害関連情報を放送を行う。

（オ）ホームページ

地域住民や観光客等が、無線LAN装置（Wi-Fi）を活用して、災害関連情報をホームページ等から閲覧する。

無線システム普及支援事業で整備した施設は、以下のとおり。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ 湧水町役場栗野庁舎 | ・ 湧水町役場吉松庁舎 |
| ・ JR吉松駅 | ・ JR吉松駅（観光SL会館） |
| ・ JR栗野駅 | ・ 丸池公園 |
| ・ 竹中池公園 | ・ いきいきセンターくりの郷 |
| ・ 栗野岳レクリエーション村 | |

(3) 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

ア 各機関が保有する通信施設の運用

各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

イ 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

3. 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため応急的救助が実施される。

災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きの概要は、次のとおり。

(1) 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、町長はこれを補助する。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則)

(2) 災害救助法の適用基準

ア 適用基準

- (ア) 町内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
- (イ) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町内の住家のうち滅失した世帯の数が、適用基準表の基準2号以上であること。
- (ウ) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けたおそれが生じたこと。

【災害救助法適用基準】

市町村名	人口(人) (平成27年国勢調査による。)	基準(世帯)	
		1号	2号
湧水町	10,327	40	20

イ 災害救助の種類

実施者は、原則知事であるが、町長が実施可能な場合は、町長とする。

災害救助の種類は、以下のとおり。

1 避難所の設置	救助の対象、経費、期間、実施基準の細部は、県の計画によるほか、当時の状況による。
2 応急仮設住宅の供与	
3 炊出しその他食品の給与	
4 飲料水の供給	
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
6 医療	
7 助産	
8 被災者の救出	
9 被災した住宅の応急修理	
10 学用品の給与	
11 埋葬	
12 死体の捜索	
13 死体の処理	
14 障害物の除去	

(3) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に住居することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の判定基準

細部は、県の定める「災害報告の判定基準」による。

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(イ) 住 家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(4) 災害救助法の適用手続き

ア 県の対応

(ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

(ウ) 知事は、「災害救助法の適用基準のうち(ウ)及び(エ)」に該当する場合に、災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当））に協議するものとする。

(エ) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て災害救助法を適用するものとする。

イ 町の対応

町内における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に報告する。

【連絡先：社会福祉課福祉企画係N T T回線：099 - 286 - 2824】

4. 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市町村及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、防災関係機関等とあらかじめ十分な協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、平常時においても情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

(1) 県内市町村における相互応援協力

ア 応援の要請

町は、災害が発生し、町のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合において、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定及び災害対策基本法」に基づき、迅速に応援を要請する。

イ 湧水町と南大隅町の災害時相互応援（令和元年12月16日締結）

細部は協定書によるほか、応援の種類は、以下のとおり。

- ・ 救助、救援及びその他応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供
- ・ 食糧、飲料水及びその他生活必需品等の物資並びにそれらを供給するために必要な資機材の提供
- ・ 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設等の提供
- ・ 応援復旧活動に必要な職員の派遣
- ・ ボランティア等の斡旋
- ・ その他、要請のあった事項

(2) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

町長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な地震や火災等が発生し、所轄の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

5. 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

(1) 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

ア 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (ア) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (ウ) 災害が発生し又は正に発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (エ) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (オ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (カ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (キ) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき自衛隊が自主的に派遣する場合

イ 災害派遣要請の手続き

(ア) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市町村長の要請要求により行う。

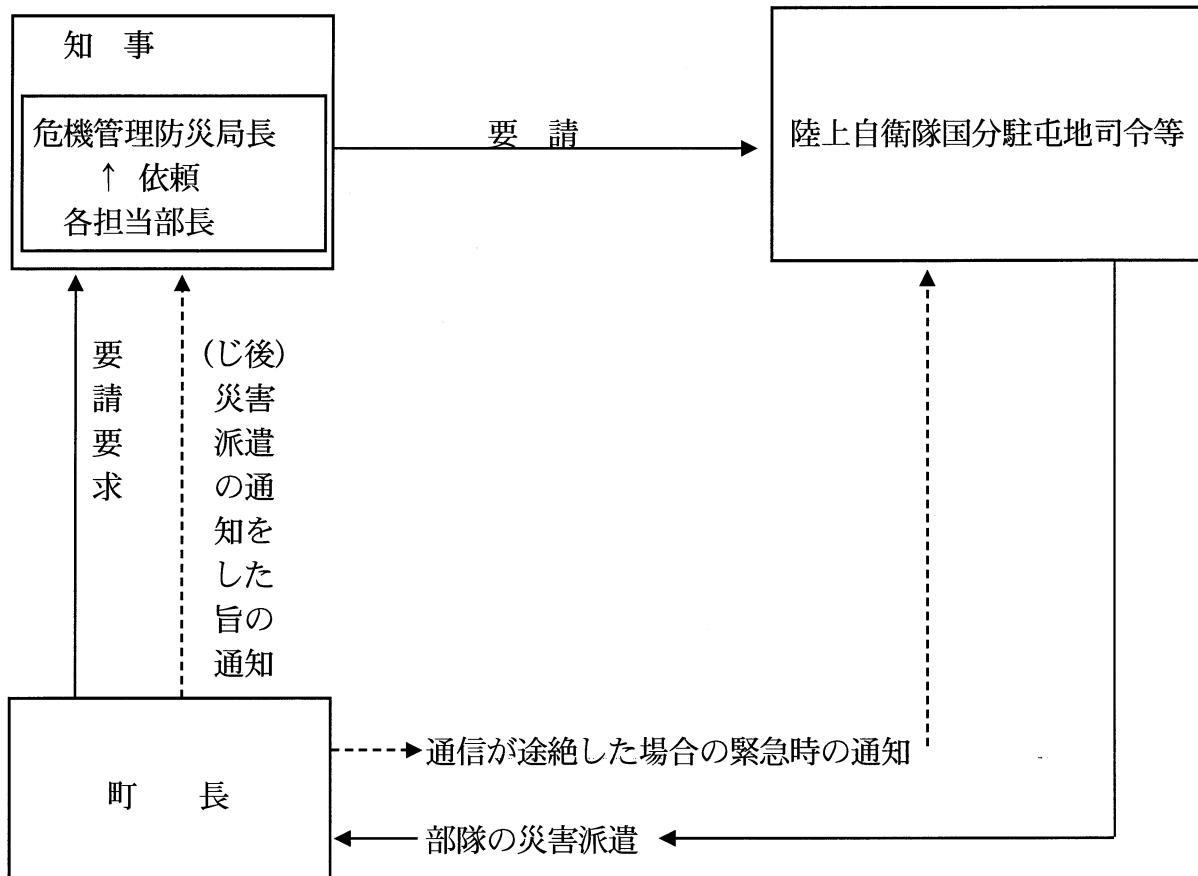
(イ) 要請手続き

知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、じ後速やかに文書を送達する。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべく事項

〈自衛隊派遣要請系統〉



(ウ) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおり。

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課	鹿児島市鴨池新町 10番1号	(直通) 099-286-2276 099-286-2268	
鹿児島県 危機管理防災局	災害対策課			

(エ) 自衛隊の自主派遣

大規模な地震等が発生し、通信の途絶等により、町、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待つことまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

ウ 知事への災害派遣要請の要求

(ア) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として、町長が行う。

(イ) 要求手続

町長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、じ後速やかに文書を送達する。

この際、要請にあたっては、災害から人命や財産を社会的に保護する必要性があるという「公共性」、状況が切迫していて今すぐにでも救援が必要であるという「緊急性」、自衛隊の派遣以外にほかに適当な手段がないという「非代替性」の3つの要件を満たすことを前提に行う。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

鹿児島県計画資料編 13. 13 自衛隊災害派遣要請（撤収）様式参照

(ウ) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき若しくは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。

ただし、じ後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

この際、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(エ) 要求文書のあて先

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管科			
第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島 2丁目4-14	0995-46-0350 内線 235、237 (夜間 301)	

(2) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、概ね次のとおり。

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは、障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障を来さない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付及び譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は「防衛省所轄に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令（平成29年3月31日外防衛省第6号（第3次改正））」に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

ア 派遣部隊の受入体制

- (ア) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。
特に、駐車場について留意する。(地積、出入りの便を考慮)
災害の種類、被害の程度に応じた派遣部隊の活動拠点は、第6部「湧水町災害時支援計画（構想）」を基本計画とする。
- (イ) 町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (ウ) 災害地における作業等に関しては、町と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (エ) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

イ 使用器材の準備

- (ア) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除きでき得る限り町において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (イ) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類は、すべて町において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用する。
ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを町に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて、町はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (ウ) 使用器材の準備については、以上のはかに現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、でき得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関する所要の協定を行う。

ウ 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町で協議して定める。

- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものと除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものと除く。）
- (オ) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町で協議する。

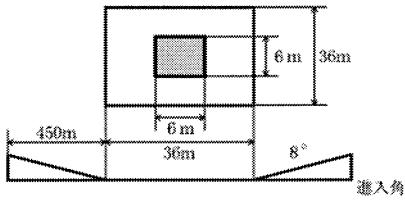
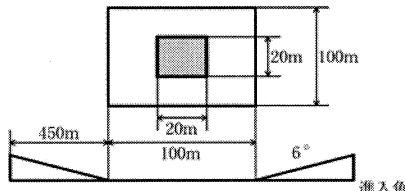
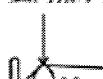
工 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資や人員輸送が考えられる。

災害派遣下における自衛隊ヘリコプターの離発着適地は、次のとおり。

離発着適地	使用区分		安全上の留意等
	大型機	中型機	
栗野地域	栗野防災センター	○	・民家との安全距離等
	町営グラウンド	○	
	栗野中学校グラウンド	○	・小石、砂埃飛散対策
	轟小学校グラウンド	○	・小石、砂埃飛散対策
	上場小学校グラウンド	○	・小石、砂埃飛散対策
	老竹コミュニティセンター	○	
吉松地域	吉松公園グラウンド	○	
	吉松体育館前広場	○	
	吉松中学校グラウンド	○	・小石、砂埃飛散対策
	山下スカイパーク	○	
	魚野テイクオフ場	○	
	霧島演習場（場外離着陸場）	○	
離発着適地合計		4	12

必要な地積等

 <p>【UH 1 J (中型機①)】</p>	 <p>【CH 47 (大型機)】</p>
<p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で、直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 布 製 ・ 風速2.5m/秒に耐えられる強度 	<p>1 着陸点</p>  <p>*30cm以上</p> <p>2 風向指示機</p>  <p>60cm以上 20cm以上 2 m以上</p>

6. 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）に努める。

7. ボランティアとの連携等

大規模な災害発生時は、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。

(1) ボランティアの受け入れ、支援体制

ア ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

イ ボランティア支援体制の確立

(ア) 救援支援本部の対応

県社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置について連絡調整や災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努める。

(イ) 災害ボランティアセンターの対応

町社会福祉協議会は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、関係団体等と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

(2) ボランティアの受付、登録、派遣等

ボランティアの受け入れにあたり、災害ボランティアセンター等が、窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。

この際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

なお、ボランティア活動への問い合わせは、府内に総合窓口を設置し、災害ボランティアセンター等に引き継ぎ、登録等を行う。

(3) 外国からの応援の受け入れ

外国からの応援活動は、国が受け入れを決定、作成する受け入れ計画に基づいて、県が受け入れる。町は、県国際交流課との調整、協議を行い、所要の支援を受ける。

8. 災害警備体制

警察機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、町民の生命、身体及び地域の安全確保を第一義とした迅速かつ的確な災害警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 災害警備本部等の設置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の規模・態様に応じて、体制を構築する。

イ 非常参集等

災害が発生し又は発生するおそれがあることを認知した場合は、直ちに非常参集し又は所属に連絡して指揮を受けて応召する。

(2) 災害発生時における措置

ア 情報の収集及び報告

災害警備本部等を設置すべき災害が発生した場合、速やかに被害状況等を関係部署に報告するとともに、その後判明した被害情報も逐次報告する。

イ 情報連絡員（リエゾン）の派遣

災害初期の段階で、県災害対策本部及び発災地域を管轄する市町村災害対策本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、自治体及び自衛隊、海上保安庁、消防機関等各関係機関との情報共有及び自治体等との連絡調整を行う。

ウ 住民の避難誘導

市町村長が高齢者等避難を発表し又は避難指示を発令した場合において、市町村長から支援の要請を受け又は支援の必要を認めるとときは、警察官を出動させ、避難情報の伝達や地域住民の避難誘導等必要な支援にあたる。

エ 救出救助活動等

災害発生当初の72時間が救出・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を被災状況に応じて集中・重点的に配分する。

オ 緊急交通路の確保等

災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう、緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

カ 死体の検視及び身元不明死体の身元特定

多数死体の検視等を実施する際は、関係機関と協力して、要員、場所等を確保するとともに、医師等と連携し、適正に死体観察を行うものとする。

キ 安否不明者等の捜索及び調査

安否不明者について警察官による調査や関係機関との情報共有等により、早急に把握するとともに、被害状況及び安否不明者情報に基づき、必要な捜索部隊を編成し、要救助事案現場等において捜索にあたる。

(3) 事態安定期における措置

ア 被災地域における社会秩序の維持

復旧・復興の初期段階から社会秩序と治安の維持に努めるものとし、おおむね次の活動を推進する。

(ア) 治安維持機能の回復

- a 被災地域における犯罪情勢の把握
- b 被災地域における広報啓発活動・相談活動
- c 警戒区域における警戒警備
- d 避難所巡回パトロール
- e 大量拾得物への適切な対応

(イ) 災害に便乗した犯罪の取締り

- a 無人となった住宅・店舗、A T Mに対する防犯対策
- b 災害に便乗した各種事件等への対応

イ 災害復旧及び復興対策への協力

(ア) 交通規制の実施

交通状況、道路状況等を考慮し、かつ、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制の実施及び解除を行う。

(イ) 支援活動への協力

自発的支援活動（ボランティア活動）が円滑に行われるための支援活動に協力する。

ウ その他必要な警察措置

(ア) 被災者の支援

(イ) 計画停電への対応

(ウ) 被災地域における警衛・警護体制の確保

第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような警戒避難期の応急対策について定める。

1. 気象情報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。

このため、予め定めた警報等を伝達系統により確実に受信し、その内容を関係機関等に伝達する。

(1) 気象情報等の発表

特別警報・警報・注意報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は、次によりそれぞれの担当機関が発表し、解除する。（ただし、気象情報の解除は行わない。）

なお、担当機関は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促す。

ア 特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

(ア) 特別警報・警報・注意報の発表

a 発表機関

特別警報・警報・注意報は、次の気象官署が各担当区域について発表する。

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く。）
名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡のうち十島村

b 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、災害風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

c 警報・注意報の種類及び発表基準（一般の利用に適合するもの。）

下記は、川薩・姶良地域（湧水町）の発表基準

凡例：「一」町は、未該当

発 表 官 署			鹿児島地方気象台
府 県 予 報 区			鹿児島県
一 時 細 分 区 域			薩摩地方
地 域			川薩・姶良（3市、2町）
警 報	大 雨	雨	別表1の基準に到達することが予想される場合
	洪 水	水	別表2の基準に到達することが予想される場合
	暴 風	平 均	陸上20m/s
	暴 風 雪	風 速	陸上20m/s（雪を伴う。）
	大 雪	雪	平地10cm/12h、山地15cm/12h
	波 浪	浪	—
	高 潮	潮	—
注 意 報	大 雨	雨	別表3の基準に到達することが予想される場合
	洪 水	水	別表4の基準に到達することが予想される場合
	強 風	風	陸上12m/s
	風 雪	雪	陸上12m/s（雪を伴う。）
	大 雪	雪	平地3cm/12h、山地5cm/12h
	波 浪	浪	—
	高 潮	潮	—
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	融 雪	雪	(一)
	濃 霧	霧	陸上100m（視程）
な だ れ	乾 燥	燥	最少湿度40%、実効湿度65%
	積雪の深さが100cm以上で、右記のいずれかに該当する場合		気温3℃以上の好天
			低気圧等による降雨
			降雪の深さ30cm以上
低 温	夏 季	平年より平均気温が4℃以上低い日が3日以上続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合	
		海岸地方で最低気温が-4℃以下 内陸部での最低気温が-7℃以下	
	冬 季	11月30日までの早霜、3月10日以降の晩霜 最低気温4℃以下	
霜		大雪注意報・警報の条件下で、気温-2~2℃、湿度90%以上の場合	
着 氷 ・ 着 雪		1時間雨量 120mm	
記録的短時間大雨情報			

別表1 大雨警報基準（抜粋）

地域区分	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
川薩・姶良	湧水町	25	187

別表2 洪水警報基準（抜粋）

地域区分	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
川薩・姶良	湧水町	綿打川流域 =4.5	川内川流域 =1,328.4	川内川上流部 【栗野橋】

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

別表3 大雨注意報基準（抜粋）

地域区分	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
川薩・姶良	湧水町	11	138

別表4 洪水注意報基準（抜粋）

地域区分	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
川薩・姶良	湧水町	綿打川流域 =3.1	川内川流域 =7,25.3	川内川上流部 【栗野橋】

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

d 予報・警報等の細分区域

一次细分区域	市町村をまとめた地域	二次细分区域
薩摩地方	出水・伊佐	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町
	川薩・姶良	薩摩川内市、霧島市、姶良市、さつま町、湧水町
	甑島	薩摩川内市甑島
	鹿児島・日置	鹿児島市、いちき串木野市、日置市
	指宿・川辺	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
大隅地方	曾於	曾於市、志布志市、大崎町
	肝属	鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町
種子島・屋久島地方	種子島地方	西之表市、三島村、中種子町、南種子町
	屋久島地方	屋久島町
奄美地方	十島村	十島村
	北部	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	南部	徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

(イ) 気象情報

気象の予報等は、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

数年に一度の短時間の大雨（鹿児島県では、1時間120mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合は、直ちに「鹿児島県記録的短時間大雨情報」を発表する。

この値は、注意報・警報の基準値と同じに、検討と見直しが行われ必要な場合は変更される。

雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的大雨に関する○○県気象情報」、「記録的大雨に関する□□地方気象情報」、「記録的大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

イ 土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(ア) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、鹿児島地方気象台と県が共同で発表する。

(イ) 目 的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が、防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること。

また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(ウ) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内全ての市町村を発表対象とする。

(エ) 土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせて作成する。

(オ) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

a 発表基準

発表基準は、大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づく監視基準に達したとき。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、県土木部と鹿児島地方気象台が、基準の取扱いについて協議する。

町の監視基準値は、「設定CL0.3」、「土壤雨量指数の下限値比率は、65%」である。

b 解除基準

解除基準は、上記基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害等が発生した場合等には、県土木部と鹿児島地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合がある。

降雨の実況、土壤の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断が行われ、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報が解除される。

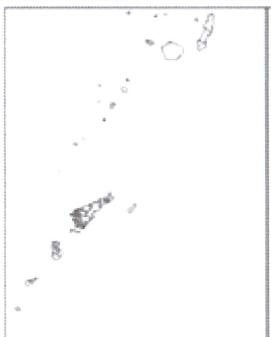
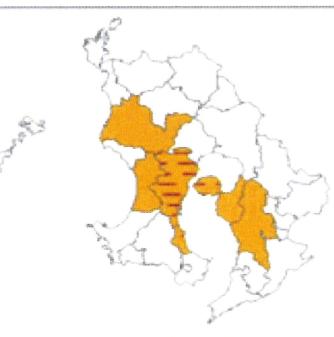
(力) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

a 土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊地すべり等は、発表対象としていないことに留意する。

b 避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を避難指示の発令の基本とし、更に、避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1、2、3、4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布なども合わせて判断する。

c 県内では、雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり、土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがある。そのため、避難指示等の解除にあたっては、現地の状況などを総合的に判断することが重要である。

土砂災害警戒情報定型

鹿児島県土砂災害警戒情報 第 号	
令和 年 月 日 時 分 鹿児島県 鹿児島地方気象台 共同発表	
【警戒対象地域】 鹿児島市 倉敷市 垂水市 薩摩川内市 日置市 *印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。	
【警戒文】 <概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき指図> 避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。崖や川の近くなど土砂災害の発生するおそれのある地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。	
	
■ 警戒対象地域	■ 地震影響域
問い合わせ先 099-286-3618 (鹿児島県土木防災課) 099-250-9913 (鹿児島地方気象台)	

ウ 火災気象通報及び火災警報の発表

(ア) 火災気象通報

a 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長及び名瀬測候所長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを市町村長に通知しなければならない。

b 担当気象官署と担当区域は、次のとおり。

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く。）
名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡の十島村

(イ) 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおり。

担当気象官署	火災気象通報の基準
鹿児島地方気象台	実効湿度65%以下で、最小湿度が40%を下り、かつ、最大風速が、7m/sをこえる見込みのとき。

(ウ) 火災警報（実地責任：市町村）

a 発表機関

火災警報は、町長が火災気象通報の伝達を受けたとき又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

b 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で火災の危険が予想されるときに発表するものとし、具体的な発表基準は次のような気象状況を考慮して定める。

- (a) 実効湿度が65%以下又は最小湿度が35%以下に下がる見込みのとき。
- (b) 平均風速が県本土で12メートル以上の風が吹く見込みのとき。

（2）気象警報等の受信・伝達

ア 気象警報等の受信・伝達

(ア) 県における措置

a 鹿児島地方気象台から通知される警報等は、危機管理防災局災害対策課において受領する。

b 名瀬測候所から通知される警報等は、危機管理防災局災害対策課が受領する。

c 災害対策課長は、気象警報等を受領したときは、直ちに関係のある部課長及び各地振興連絡協議会長、熊毛支庁長、関係市町村長、関係消防本部（局）消防長、陸上自衛隊第12普通科連隊長及び海上自衛隊第1航空群司令等に通知する。

d 災害対策課長から、警報等の連絡を受けた各地振興連絡協議会長及び熊毛支庁長は、当該警報等が市町村に伝達されたかを確認するとともに、必要に応じ関係出先事務所にも通知する。

- e 災害対策課長から、警報等の連絡を受けた関係機関課長は、必要に応じ関係出先機関の長に通知するとともに、当該警報等により予測される事態に対し、取るべき措置等をあわせて指示する。
- f 当該警報等に予測される事態に対し、取るべき措置等の指示を受けた関係出先機関の長は、当該事案が市町村に係わるものについては直ちに、市町村に指示・連絡するとともに、当該地域振興連絡協議会にも連絡する。

(イ) 町における措置

- a 町長は、警報等の連絡の受理体制を常に確立しておく。また、連絡を受けたときは、速やかに、関係機関及び住民等に周知徹底する。

この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。

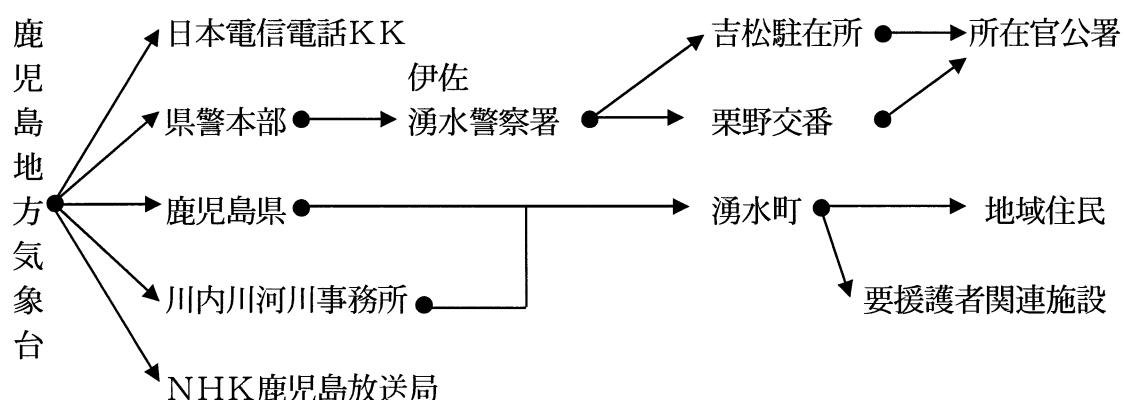
- b 気象警報等の受信・伝達

(a) 伝達系統

各課長	→	役場職員
消防正副団長	→	各消防分団長 → 消防団員
各消防分団長	→	消防団員
区 長	→	自治会長 → 各住民
広報車	→	各住民
防災行政無線	→	各住民
教育委員会	→	町内小中学校
各関係団体	→	各団体長

- (b) 町長は、特に重要な災害対策の実施を必要とする警報等の伝達を受けたときは、速やかに住民等に周知徹底する。

- (c) 町内に伝達される関係機関ごとの予・警報等伝達系統



2. 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害対策本部は、災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、各地区等から災害情報及び被害情報を収集し、防災関係機関との間で相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する。

この際、特に町民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、収集した情報は、県、近隣市町や関係機関等と共有し、応急対策に活用する。

(1) 災害情報等の収集・伝達

ア 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるので、住民登録の有無にかかわらず、町内（河川を含む。）で、行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

被災者の中に配偶者から暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所を知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

(ア) 収集すべき災害情報等の内容

- a 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む）
- b 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- c 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- d 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- e 出火件数又は出火状況
- f 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- g 輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）

- h ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- i 避難状況、救護所開設状況
- j 災害対策本部設置等の状況
- k 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て、報告する必要があるもの

(イ) 災害情報等の収集

- a 町職員等（消防機関含む。）による情報収集

職員は、原則として、情報収集担当区域（栗野地域、吉松地域）に応じて人命危険情報を収集する。

収集した情報の災害対策本部への報告は、電話、無線等による通報のほかバイク、自転車、徒步等の手段による登庁後の報告による。

この際、収集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を収集後災害対策本部へ報告する。

- b 災害対策本部における情報収集

- (a) 気象警報、台風情報、積算雨量、アメダス降水量等の情報

- (b) 震度情報ネットワークによる震度情報及び各種の被害情報

- (c) 主要河川の水位、雨量等の情報

- (d) 土砂災害危険箇所の警戒避難に資する雨量等の情報

- (e) 県内主要道路の通行規制情報等

- (f) 河川監視カメラ、現地確認等による町内の被災状況等

- (g) 県消防・防災ヘリ、県警ヘリから報告された被災地の情報

- (h) テレビ等報道機関による被災地の情報

- (i) 情報システムによる防災情報の活用

- c 警察機関による情報収集

警備活動や住民からの通報により把握された人命危険情報を集約し、災害対策本部等に報告する。

(ウ) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

- a 報告情報の集約

災害対策本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知する。

- b 県等への報告

できるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害規模の把握を行う県等への報告は、以下を目標に実施する。

この際、被災状況の報告に資する具体的な情報収集要領をあらかじめ作成するように努める。

- (a) 第1報（収集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- ・ 勤務時間外（総務課職員の登庁直後）

- ・ 勤務時間内（災害発生直後）

- (b) 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。

なお、この段階で災害対策本部の意思決定（自衛隊派遣要請、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、決定事項を報告する。

(c) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内（遅くとも、2時間以内を目標とする。）

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

(d) 同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合には、
その状況を直ちに、県及び消防庁に報告する。

c 人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数）は、県が一元的に集約調整を行う。

町は、関係機関等が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関との連携のもと、「整理・突合・精査」を行い、直ちに県へ報告する。

(工) 災害情報等を収集するにあたっての留意事項

- a 発災初期の情報収集は、震度情報、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集・伝達を行う。
- b 人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で、重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

イ 災害情報等の報告

(ア) 災害情報等の報告系統

- a 町内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

- b 通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分実施できない場合は県から調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の支援を受ける。

(イ) 災害情報等の種類及び内容

a 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

- (a) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの。

- (b) 被害が発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの。

- (c) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの。

- (d) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの。

b 災害報告の基準

県が、国（内閣総理大臣）に報告すべき災害の基準は、以下のとおり。

- (a) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

- (b) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

(c) 災害が当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、一つの県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

(d) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。

(e) 災害の状況及びその社会的影響等からみて、報告する必要があるもの。

(f) a～eに定める災害になるおそれのある災害

c 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により、報告（通報）する次のものをいう。

(a) 災害速報

報告（通報）すべき災害等を知覚したとき、原則として知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後判明したもののうちから逐次報告するもの。

(b) 災害確定報告

応急対策を終了した後、20日以内に報告（通報）するもの。

(c) 災害中間年報

12月20日までに報告（通報）するもの。

(d) 災害年報

4月20日までに報告（通報）するもの。

(ウ) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

a 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

(a) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が、水防に関する場合は、水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は、消防機関に、その他の気象、地震、水象、海難の場合は、町長又は警察署長（警察官）に通報する。

(b) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに、町長に通報する。

(c) 町長の通報

上記(a)、(b)及びその他により異常現象を承知した場合は、直ちに次の機関に通報する。

- ・ 気象、地震、水象に関するものは、関係気象官署
- ・ その異常現象により、災害発生が予想される隣接市町村
- ・ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関

(d) 気象官署に対する通報要領

異常現象を承知した町長は、原則、電話又は電報で通報する。

b 災害報告の様式

災害報告取扱要領による。

(2) 災害報告の判定基準

区分	被害の判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で、その住家の損害割合が、50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び、全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び、床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(3) 災害報告取扱要領（概要）

ア 趣 旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告について、その形式および方法を定めるもの。

イ 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたもの。

ウ 報告義務

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第53条第1項の規定に基づき、市町村長は必要な報告を知事に行う。

エ 報告の種類、期日等

（ア）報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次の表のとおり。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
被害報告	随時	報告様式	一
速報	災害概況速報	覚知後30分以内で可能な限り早く 第4号様式 (その1)	一
	被害状況速報	覚知後30分以内で可能な限り早く 第4号様式 (その2)	一
災害確定報告	応急対策を終了した後15日以内	第1号様式	2部
災害年報	4月20日	第3号様式	1部

（イ）災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村が必要な報告を各地域振興連絡協議会又は各支庁総務課を通じて消防防災課に行い、消防防災課は、各地域振興連絡協議会又は各支庁総務課の報告を整理して報告を行う。なお、被害状況の把握にあたって、当該市町村を管轄する警察署等と密接な連絡を保つ。また、報告は、無線電話、ファクシミリ等による。

（ウ）速報は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各速報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告する。

なお、直接速報基準に該当する災害を覚知したときには、第一報を消防防災課に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。

（エ）災害確定報告は、応急対策を終了後、15日以内に報告する。

（オ）災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月20日までに報告する。

オ 報告すべき災害

- (ア) 速報基準〈第4号様式(その1)・(その2)※災害報告取扱要領資料編参照〉
- a 災害救助法の適用基準に合致するもの。
 - b 災害対策本部を設置したものの。
 - c 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
 - d 災害による被害が当初は軽微であっても、上記要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
 - e 地震が発生し、町内で、震度4以上を記録したもの。
 - f その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があるもの。

(例 示)

(風水害)

- ・ 崖くずれ、地すべり、土石流等により人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ・ 河川の溢水、破堤又は高潮等により人的被害又は住家被害を生じたもの。

(雪 害)

- ・ 雪崩等により人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ・ 道路の凍結又は雪崩等により孤立集落を生じたもの。

(火山災害)

- ・ 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの。
- ・ 火山の噴火で、人的被害又は住家被害を生じ又は生じるおそれがあるもの。

(津 波)

- ・ 津波により人的被害又は住家被害を生じたもの。

(その他)

- ・ 被害状況は具体的に把握できていないが、地震等の災害の発生に伴い、消防機関への通報が殺到したもの。

(イ) 直接速報基準〈第4号様式(その1)・(その2)※参考〉

地震が発生し、震度5強以上を記録したものの。(被害の有無を問わない。)

(ウ) 確定報告及び年報基準〈第1号様式、第3号様式※参考〉

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- b 災害対策本部を設置したものの。
- c 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- d その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があるもの。

3. 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する町民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要な情報を町民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

(1) 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

ア 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

イ 災害発生直後の広報

災害対策本部は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- (ア) 緊急避難を要する地域住民等への避難の喚起・指示
- (イ) 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- (ウ) 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

ウ 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

- (ア) 二次災害の危険が予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- (イ) 地域（地区）別の避難所
- (ウ) 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない。テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、県防災Web、緊急速報（エリアメール等）、告知放送から情報を入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報は、NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

細部は、資料編及び県作成の住民向けの広報案文を参照

エ 広報及び情報等の収集要領等

広報を必要とする場合は、総務・情報部に連絡し、広報を要請する。

この際、被害状況、対策状況等の全般情報は、総務・情報部において収集する。

(2) 広報手段

防災行政無線、インターネット（ホームページ、鹿児島県防災Web）、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報（エリアメール等）、告知放送、広報車、職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

この際、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、放送機関へ情報の提供等を行い住民への周知に努める。

(3) 報道機関等に対する放送の要請・公表等

ア 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報は原則、県総合防災システムを活用して報告する。県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、放送機関への情報提供を補完するため、県への報告と併せて、放送機関に直接情報提供を行う。

イ 放送機関に対する広報の要請

県は、災害の発生が時間的に迫っていて、町が利用できる通信機能が麻痺した場合、災害対策基本法第57条の規定により、放送機関に放送要請を行う。

放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事が町からの要請を受けて行う。

要請にあたり、放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあつた事項について、放送の形式、内容、時刻等をその都度決定して放送する。

ウ 報道機関に対する発表

災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取り纏め、適宜報道機関に発表する。

発表は、以下の要領で実施する。

(ア) 報道発表の要領

- a 発表の場所は、原則として町長室又は記者会見室とする。
- b 発表担当者は、原則として総務課長とする。
- c 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。
また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- d 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- e 警察、消防、その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(イ) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

- a 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等（要請）
- b 災害対策本部の設置の有無（発表）
- c 雨量・河川水位等の状況（発表）
- d 火災状況（発生箇所、被害状況等）（発表）

- e 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）（発表）
- f 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ（要請）
- g 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数（要請）
- h 避難状況等（発表）
- i 被災地外の住民へのお願い（要請）

（例）

- ・ 被災地へは、単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
- ・ 安否情報については、NTTなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
- ・ 個人からの義援は、できるだけ義援金をお願いしたい。
- ・ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。 等

- j ボランティア活動の呼びかけ
- k 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項（要請）
- l 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
（発表、要請）
- m 電気、電話、上水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）
（発表、要請）
- n 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
（発表、要請）

（4）他の関係機関等への広報の要請・調整

ア ライフライン関係機関への要請

災害時に災害対策本部に寄せられる町民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多い。

このため、町民等の通報内容をモニターし、必要により、関係機関の広報担当セクションに対応を要請する。

イ 関係機関との調整

（ア）災害対策本部が広報

災害対策本部が広報を実施した時は、直ちに関係機関に報告する。

（イ）関係機関が広報

関係機関が個別に広報を実施した時は、直ちに災害対策本部へ通知する。

4. 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、県及び町は水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、必要な対策を実施する。

(1) 鹿児島県の行う水防活動等

ア 河川災害の防止対策

鹿児島県水防計画書に準じ、以下の活動を行う。

(ア) 水防体制の確立

各河川管理者は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るため、水防組織を確立する。

(イ) 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

河川管理者は、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測値を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、重要水防箇所等や二次災害のおそれのある河川施設の警戒、監視を行い、被害状況等の把握に努める。

(ウ) 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

河川管理者は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

a 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

b 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

c 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設は、関係業者等を手配するなど、早急に応急復旧措置を講じて被害の拡大防止を図る。

d その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のため、以下の水防活動を実施する。

- ・ 出動・監視・警戒及び水防作業
- ・ 通信連絡及び輸送
- ・ 避難のための立退き
- ・ 水防報告と水防記録
- ・ その他

イ 土砂災害の防止対策

(ア) 土砂災害防止体制の確立

気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

(イ) 危険箇所周辺の警戒監視・通報

急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害発生の兆候が認められる場合は、それらの地域の警戒・監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(ウ) 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

a 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域で、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、施設所管各課、市町村において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

b 警戒避難体制の確立

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し関係住民の出入りを制限、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。

c 専門家による支援受け

必要に応じ、市町村の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

町は、被害の状況により、専門家の支援を受ける。

d 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。

市町村は、調査の結果、土砂災害緊急情報の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

（2）町の行う水防活動等

消防活動体制の現状及び町消防団の装備等は、第2部第2章第4項のとおり。

また、水防活動の準拠となる計画は、上記によるほか、別記「湧水町の水防計画」による。

湧水町の水防計画

1. 目 的

この計画は、湧水町における防災計画の一つとして、水防法第15条の規定により水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって町内の河川による水災を警戒し、防災し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 定 義

(1) 水防管理者

水防管理団体の長である町長をいう。

(2) 湧水町水防本部

町内における水防を統轄するために必要と認められる間、第4項（湧水町の水防組織）により設置されるものをいう。

(3) 水防団

消防組織法第9条の規定による消防団をもって、水防団とする。

3. 水防の責任

(1) 水防管理者の責任

水防管理者は、水防団が行なう水防が十分に行なわれるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。

(2) 水防団の責任

水防団は、この計画に基づきその管理する区域内の水防の任務を十分果たさなければならない。

また、各水防分団長は、水防活動終了後直ちに別紙様式により、水防管理者に水防活動の報告をしなければならない。

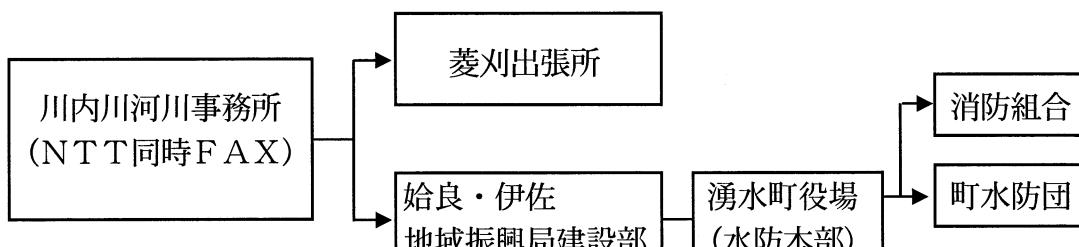
(3) 一般住民の責任

町内に居住する者は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者、水防団長から水防活動のため協力を求められた場合は、直ちにこれに従事しなければならない。

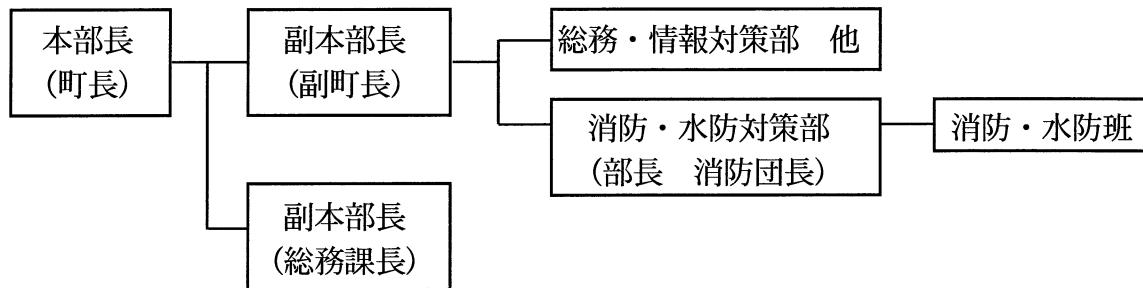
4. 湧水町の水防組織

水防に関する気象の予報、注意報、警報や水防法の規定により、川内川の洪水予報（洪水注意報、洪水警報）で洪水のおそれがあり、水防の必要を認めるときからその危険が解消するまでの間、町内に水防本部を設置し、水防業務の遂行に努めるが他の場合においても常に気象状況、水位の変動に注意し、この組織のもとに完全なる業務の遂行を果たさなければならない。

(1) 水防に関する連絡系統図（川内川洪水注意報・警報・情報及び解除）



(2) 組織系統図



(3) 消防・水防対策部の業務

- ・ 消防対策に関すること。
- ・ 救急業務に関すること。
- ・ 水防活動に関すること。
- ・ 避難者誘導に関すること。
- ・ 行方不明者、死体の捜索に関すること。
- ・ 消防本部、消防団との連絡に関すること。
- ・ 消防団員の公務災害に関すること。
- ・ 災害現場における応急活動に関すること。
- ・ 災害直後の障害物の除去に関すること。

(4) 水防管理団体の水防組織

水防管理者は、その区域の河川で水防を必要とするところを警戒、防災するものとし、円滑な水防活動が行なわれるよう消防機関その他必要な機関を組織する。

5. 安全確保

水防活動等は、原則として複数人で行うものとし、洪水等において水防団又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動等を実施するものとする。

水防作業のほか、水門（樋門）操作や避難誘導の際も、必要に応じてライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報の入手のためのラジオ等の携帯により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

浸水想定区域内にある水防団又は消防機関は、気象庁が発表する気象警報等の情報を入手し、安全が確保できることを確認した上、活動可能な時間までは、原則として水防活動を優先するものとする。

水防活動等が、長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、水防活動等に従事するものを隨時交代させる。

6. 警報発令と出動、警戒水位等

(1) 洪水のおそれのある警報発令の措置

ア 本部における措置

- (ア) 本部長があらかじめ指定した本部員は、常に気象状況の変化に注意し、洪水のおそれがある警報が発令されたとき、その他、非常事態の発生が予測されるときは、別令を待たず、勤務時間中は待機し、勤務時間外は直ちに本部に参集し、本部長の指揮を受け円滑な水防活動が出来るように努めなければならない。
- (イ) 宿直は、川内川の水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるときは、直ちに本部員に出動を要請する。

観測所	観測種別	川内川河川水位 (m)				
		水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
吉松	テレメーター	4.60	5.50	—	—	8.30
栗野橋	テレメーター	3.80	4.40	5.10	5.80	7.15

イ 始良・伊佐地域振興局建設部の措置

始良・伊佐地域振興局建設部は、気象通報が発せられ雨量、水位、風速等により洪水のおそれがあると認めた時は、その状況を水防管理者に通報するとともに現地指導員を危険区域に派遣して、巡回させ必要に応じて水防の現地指導にあたらせる。

ウ 川内川流域の特別通報

始良・伊佐地域振興局建設部は、川内川河川事務所菱刈出張所及び京町出張所と密接な連絡を保ち、川内川上流地区において増水、出水のおそれがあるときは北薩地域振興局建設部及び始良・伊佐地域振興局建設部伊佐市駐在へその旨通報し、ア項(イ)の措置をとらなければならない。

(2) 警報の段階（体制）と範囲

段階 (体制)	範囲
待機	水防又は消防団員を水防に出動できるよう待機させるもの。
準備	水防又は消防団員の幹部の出動を行い、水防資機材等の整備点検をなし、水門等の開閉の準備を行なうもの。
出動	水防団員又は消防団員等の水防活動のための出動を通知するもの。
解除	水防活動の終了又はその必要がなくなったことを通知するもの。

(3) 出動等

ア 出動準備

水防管理者は、次の場合、水防団又は消防団等に対し出動準備をさせる。

- (ア) 水防警報指定河川にあっては、出動準備を要する水防警報が、発令されたとき。
(イ) 河川等の水位が、水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動が予測されるとき。

観測所	観測種別	川内川河川水位 (m)				
		水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
吉松	テレメーター	4.60	5.50	—	—	8.30
栗野橋	テレメーター	3.80	4.40	5.10	5.80	7.15

イ 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに水防団又は消防団をして予め定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせ、その旨湧水支所に報告するものとする。

- (ア) 水防警戒指定河川にあっては、水防出動を要する警戒事項の伝達を受けたとき。
(イ) 河川の水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。

観測所	観測種別	川内川河川水位 (m)				
		水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
吉松	テレメーター	4.60	5.50	—	—	8.30
栗野橋	テレメーター	3.80	4.40	5.10	5.80	7.15

(ウ) 堤防に異常を発見したとき。

(4) 巡視及び警戒

ア 常置監視

水防管理者は、水防又は消防団長に常時巡回員を設置させ、隨時区域内の河川堤防等を巡回させ、水防上危険があると認められる箇所があるときは、当該河川堤防の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

イ 非常警報

水防管理者は、出動命令を発した時から水防区域の警戒を厳にし、既存の被害箇所、その他、特に重要な箇所を中心として堤防を巡視する。

この際、特に、次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに、所轄建設部長に報告しなければならない。

- ・ 裏法のもれによるひび又は崖崩れ
- ・ 堤防の冠水状況
- ・ 天端のひび又は沈下
- ・ 表法のひび又は崖崩れ
- ・ 橋門の両袖又は底部よりもれ
- ・ 橋梁その他の工作物と堤防との取付け部分の異常

ウ 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合は、水防又は消防団に所属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し若しくは制限し又はその区域からの退去を命じ、その区域内の居住者又は水防現場に居る者をして、水防に従事させることができる。

7. 非常事態の発生と水防作業

(1) 非常事態の発生

堤防等が決壊し又はこれに順ずる事態が発生した場合は、その区域の水防管理者は、直ちにその旨を建設部長並びに川内川河川事務所菱刈出張所長及び氾濫のおそれのある方向の隣接区域の水防管理者及びその他水防に關係ある機関に通報しなければならない。

(2) 応 援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は隣接市町長、若しくは消防団長に対して応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 自衛隊の派遣要領

自衛隊法第83条規定により、災害に際しては町長の要請により、あるいは緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。

(4) 水防作業

洪水に際し、水防作業を行なう場合は、堤防の組織材料、流速法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも、使用材料がその付近で得易い工法を施行することが必要である。

当初、施行の工法で効果が認められないときは、これに代わる数類の工法を併設又は次々に行い極力防止に努めなければならない。

(5) 相互応援協定

隣接する水防管理団体は、協力、応援など、水防事業に関し予め協力しておかなければならぬ。

8. 通信連絡及び輸送

(1) 通信連絡

通信連絡は、おおむね次の方法のうち、実情に即した方法により、周知・徹底を図る。

- ・ 防災行政無線、電話、湧水町メール、その他特使等の利用による伝達
- ・ 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達
- ・ 関係者による直接口頭、又は、拡声器による伝達
- ・ サイレン、鐘による伝達

(2) 水防信号等

方 法	警笛信号	サイレン信号
第 1 信 号	目的：はん濫注意水位に達したことを知らせるもの。 ○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	5秒 15秒 ○ ————— ○
第 2 信 号	目的：はん濫注意水位を超え、なお上昇し、非常事態が予想され、水防団員を出動させることを知らせるもの。 ○○○ ○○○ ○○○	5秒 6秒 ○ ————— ○
第 3 信 号	目的：必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの。 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	10秒 5秒 ○ ————— ○
第 4 信 号	乱 打	1分 5秒 ○ ————— ○

9. 水防解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に低下し、警戒の必要がなくなったときは、管理区域の水防活動の段階（体制）を解除し、一般に周知させるとともに、建設部長に報告するものとする。

10. 水防報告と水防記録

区分	内 容 等	備 考
水 防 報 告	水防が終結したときは、速やかに、次の事項を取りまとめ建設部長に下記の事項を報告する。(水防報告(様式))	
	① 天候の状況	
	② 出水の状況	
	③ 水防又は消防に属する者の出動時刻及び人員	
	④ 水防その他施設等の異状の有無	
	⑤ 水防作業の状況	
	⑥ 使用資材の種類、員数、消耗量、回収量	
	⑦ 水防法21条の規定による公用負担の種類及び数量	
	⑧ 応援の状況	
	⑨ 一般住民の出動状況	
	⑩ 警察の援助状況	
	⑪ 現地指導員の職氏名	
	⑫ 立ち退き状況	
	⑬ 水防関係者の死傷	
	⑭ 殊勲者及びその功績	
	⑮ 今後の水防上考慮すべき点、その他水防管理者の所見	
水 防 記 録	水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の事項を取りまとめ水防記録を作成、保管しなければならない。	
	① 出動準備、出動命令、水防解除の時刻	
	② 出動水防作業員の数	
	③ 堤防その他の設備等の種類、延長及び処置工法とその効果	
	④ 使用資材及び数量	
	⑤ 破損した器具、資材名及び数量	
	⑥ 警戒中の水位	
	⑦ 水防法第17条の規定により従事させた者の住所、氏名、その理由	
	⑧ 収容、購入の器具、資材名及びその数量並びにその理由	
	⑨ 土地を一時使用したときはその箇所	
	⑩ 水防作業中負傷し又は死亡した者の氏名及びその手当	
	⑪ 立ち退きを指示した理由	
	⑫ 支出費帳簿	
	⑬ その他記録を必要とするもの	

11. 水防施設等

(1) 水防倉庫及び備蓄資材

指定水防管理団体は、水防倉庫又は水防資機材の備蓄場をなるべく水防活動に便利な場所に設置し、必要な器具、資材を準備しておかなければならぬ。

(2) 非常用電源

防災センターには、災害時の住民への迅速な情報伝達及び避難所等として、住民の不安解消のために、非常用電源の設置を行なう。

12. 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中、しかも、夜間に行なう場合が多いので、次のような事項について、平素充分な訓練を実施しておく。

(1) 実施方法

- | | |
|--------|----------|
| ・ 観測 | ・ 通信 |
| ・ 動員 | ・ 輸送 |
| ・ 工法 | ・ 水閘門の操作 |
| ・ 避難誘導 | ・ 救護 |

(2) 実施期間等

- | |
|---------------------------------------|
| ・ 毎年1回以上、なるべく出水期前に実施すること。 |
| ・ 水防訓練実施については、予め姶良・伊佐地域振興局建設部に通知すること。 |
| ・ 実施後は、県本部長に報告すること。 |

5. 消防活動

火災が発生した場合、消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては、他の地域からの応援を得て効果的に連携し、消防活動を実施する。

この際、状況により、県が消防機関に対して要請する職員等の惨事ストレス対策についての支援を受ける。

（1）消防機関、町の行う消防活動

消防機関は、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

この際、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

町は、同時多発的火災の発生に対し、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川やため池等の自然水利から取水する等、消防水利の有効活用に努める。

市街地大火に際しては、危険性に関する的確な情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合は、適切な広報に努める。

この際、大火が予想されるときは、直ちに大火防御の措置を講ずるとともに、火災発生後は、ラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について、住民への周知に努める。

町民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

（2）消防応援協定に基づく消防活動

大規模な火災の発生で、保有する消防力で防御が困難な場合は、鹿児島県消防相互応援協定に基づき、広域応援を要請する。

（3）火災防御計画等

消防活動体制の現状及び町消防団の装備等は、第2部第2章第4項のとおり。

また、火災防御活動の準拠となる計画は、上記によるほか、別記「湧水町の火災防御計画」による。

湧水町の火災防御計画

1. 目 的

本計画は、火災発生時において、統制ある消防活動を行い、火災防御活動等に万全を期することを目的とする。

2. 火災防御活動

(1) 防御方針

火災に伴う災害は、火災発生の原因、火災の種類や規模、気象現象、特に、空気の乾燥度、風向・風速等の要因によって大きく左右されるが、この防御にあたっての基本方針は、地域住民を災害から守るため、人命の安全確保を最重視して、火災の早期鎮圧を図るものとする。

(2) 出 動

ア 出動の原則

分団管轄区域に火災が発生した場合は、直ちに火災防御にあたる。

イ 出動の考慮事項等

(ア) 複数の火災が発生したときは、避難地、避難路、危険地域及び密集地の火災を優先して出動する。なお、初期における火災防御は分団単位とし、管内に火災の発生がないと確認されたときは、他地区の応援出動を行う。

(イ) 出動途中に人命救助事象を覚知した場合は、消防団本部等に報告、通報するとともに、原則として火災現場に急行する。

(3) 防御要領

ア 水利部署

水利は、消火栓以外の水利を原則とする。

イ 放水口数

水利・人員・機材に制限されるが、2口放水を原則とする。

ウ 進 入

死角に留意し、原則として屋内進入は行なわない。

死角のない場所を選定し、努めて移動・注水を行い、筒先担当面長を広くする。

エ 署隊との相互協力

伊佐湧水消防組合署員の到着後は、相互に協力して消火活動を行い、火災の早期鎮圧に努めるとともに、火災現場における事務処置を行なう。

オ 飛火警戒の徹底

火災により飛火があると判断したときは、風下方面の住民に対して飛火の警戒及び飛火の消火について指示する。

カ 避難誘導等

避難指示等がなされた場合は、避難方向・避難場所等を住民に周知・徹底する。

3. その他の活動

危険物・可燃性ガス等が流出した場合は、その管理者等に必要な事項を指示するとともに、付近の火気使用制限、通行規制等の活動を行なう。また、消火活動、住民等が避難する上で、支障となる物件の処理は、管理者等に必要な事項を指示する。

6. 避難の指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる。

このため、特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

(1) 要避難状況の早期把握・判断

ア 判断に資する現況の把握

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官及び自衛官等の協力を求め、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

イ 現況に基づく避難の判断等

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、その他の被災地域の情報収集も踏まえ、避難対策の要否を総合的に判断する。

(ア) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を促進する。

(イ) 斜面災害防止のための避難対策

土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊の危険性が高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し必要な対策を講ずる。

(2) 避難の指示等の発令

防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合は、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を行う。

避難指示等を発令する際は、居住者等が自らるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達する。

この際、状況により避難指示等の対象地域、判断時期、解除の対象地域、判断時期等について、県等の助言を受ける。

警戒レベルは、洪水及び内水氾濫、土砂災害等について発表される。警戒レベルに対応した居住者等に求められる行動は、別記「避難行動総括表」のとおり。

避 難 行 動 総 括 表

5段階で整理した「住民が取るべき行動」と「行動を促す情報」を関連付けるもの			
警戒レベル	状 况	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 ※1
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 ※1
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難 ※2	高齢者等避難 ※1
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)
備 考	※1 警戒レベル相当情報のほか、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報等も参考に総合的に避難指示等の発令を判断 ※2 高齢者等以外の人も必要に応じて、普段の行動を見合わせたり、 自主的に避難		

ア 町の実施する避難措置

(ア) 避難者に周知すべき事項

町内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者、その他の者に対し避難措置を実施する。

避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するよう努める。

- a 避難すべき理由（危険の状況）
- b 避難の経路及び避難先
- c 避難先の給食及び救助措置
- d 避難後における財産保護の措置
- e その他

(イ) 避難対策の通報・報告

a 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

b 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を危機管理課に報告する。
c 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

(ウ) 警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し又は禁止し若しくは当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(ア) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示

災害対策基本法第61条の規定による。

(イ) 警察官による避難等の措置

警察官職務執行法第4条の規定による。

(ウ) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定

災害対策基本法第63条第2項の規定による。

(エ) 自衛官の行う避難措置

自衛隊法第94条の規定による。

ウ 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、あらかじめ定めた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい迅速かつ的確な避難対策を実施する。

エ 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

施設管理者は、あらかじめ定めた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

オ 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が検討考慮した安全な方法で実施する。

(ア) 在校時の児童生徒の避難対策

a 避難の指示等の徹底

(a) 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。

(b) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

(c) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

(d) 校長は、教育長の指示のもとに又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(e) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(f) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、高齢者等避難の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

(g) 学校が地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

b 避難場所の確保

教育長は、地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

(イ) 児童生徒が学校の管理外にある場合

校長は、状況を総合的に判断して、臨時休校の措置を講ずるものとする。

カ 車両等の乗客の避難措置

車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

(3) 避難の指示の伝達

ア 町長による避難指示等の伝達

(ア) 避難計画にもとづく伝達

予め定められた避難の指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(イ) 災害状況に応じた伝達

避難の指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民へ最も迅速で、確実・効果的に周知・徹底できるよう、保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

- 防災行政無線による伝達
- 伝達組織を通じて直接口頭及び拡声器による伝達
- サイレン及び警鐘による伝達
- 広報車からの呼びかけによる伝達
- 緊急速報（エリアメール等）
- 告知放送
- 災害情報共有システム（Lアラート）
- テレビ、ラジオ、ワンセグ放送、有線放送、（コミュニティFM放送）
- インターネット（ホームページ、鹿児島県防災Web）
- 電話、携帯電話による伝達（緊急速報メールを含む。）
- 特使等の利用による伝達

イ 関係機関等による避難の指示の伝達

警察官、海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに、町の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設、不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難の措置を講ずる。

(4) 避難の誘導等

ア 地域における避難誘導等

(ア) 避難誘導の実施

避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

a 避難誘導体制

(a) 避難場所が比較的遠距離で、かつ、避難に危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から、誘導責任者を定めできるだけ集団で避難するように努める。

(b) 緊急を要する場合は、特に誘導責任者・誘導員が充分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、安全に避難できるように努める。

b 避難経路

(a) 災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

(b) 災害時に避難経路を選択する場合、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

c 避難順位

(a) 原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。

(b) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先する。

d 携帯品の制限

(a) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

(b) 避難が比較的長期にわたるときは、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

e 危険防止措置

(a) 避難場所等の開設にあたって、避難場所等の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(b) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張、誘導員の配置など危険防止に努める。

(c) 避難者は、携帯品を最小限とし行動の自由を確保する。夜間は、特に、誘導者の誘導に従うように努める。

(イ) 自主避難の実施

豪雨等により災害発生の危険性を感じ、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

(ウ) その他、避難誘導にあたっての留意事項

a 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導は、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定めた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者は、自主防災組織の協力を得て、地域ぐるみで安全を確保するほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難施設と異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置に努める。

避難誘導の細部は、地区計画及び個別計画による。

b 避難が遅れた者の救出・収容

町において処置できない場合は、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

イ 病院・社会福祉施設等における避難誘導

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律で、規定された浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画を作成する。

避難誘導の細部は、施設ごとの避難確保計画による。

ウ 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

避難促進施設が作成する避難確保計画に準じて計画する。

エ 学校・教育施設等における避難誘導

(ア) 在校時の児童生徒の避難誘導

a 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

b 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(a) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(b) 避難場所の指定

(c) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(d) 児童生徒の携行品

(e) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

c 危険な校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

d 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

e 災害の種別、程度により、児童生徒を帰宅させる場合は次の方法による。

(a) 担当教師の誘導を必要とする場合、集落ごと安全な場所まで誘導する。

(b) 児童生徒を集団下校させる場合、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

(イ) 児童生徒が家庭にある場合

臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒等に徹底する。

7. 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及び救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

この際、職員等の惨事ストレス対策に留意するものとする。

(1) 救助・救急活動

ア 町、関係機関等による救助・救急活動

(ア) 町（消防機関を含む。）の救助・救急活動

a 救助・救急活動

(a) 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(b) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は、救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

③ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

④ 傷病者に対する救急処置は、救命処置を必要とする事象を優先する。

b 救急搬送

傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。

なお、救急搬送は、車両のほか、必要により県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターを要請する。

c 傷病者多数発生時の活動

(a) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し県の医療組織との連携を図る。

(b) 救護能力が不足する場合、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、効率的な活動に努める。

(イ) 警察機関の救助・救急活動

a 救出地域の範囲や規模に応じ、救助隊を編成し救出する。

b 救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。

c 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

d 救出活動は、関係機関等と連絡を密に協同して行う。

(ウ) 自衛隊の救助・救急活動

- a 必要に応じ又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。
- b 救出活動は、関係機関等と連絡を密に協同して行う。

イ 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

(2) 救助・救急用装備・資機材の調達

ア 救助・救急用装備・資機材の調達

- (ア) 初期における救助・救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (イ) 救助・救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借り入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (ウ) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき、民間業者から調達する。
- (エ) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防、医療救護班等の車両が不足する場合は住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

イ 救急車・救助工作車の配備状況

救急車2台、救助工作車1台（令和3年4月1日現在）



8. 交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、道路管理者、警察機関等は、迅速かつ適切に交通規制を実施し緊急輸送等のための交通を確保する。

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。

この際、通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長は、その路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

また、住民の避難や物資の輸送等、高速道路や関連施設の使用が、災害対策を行う上で有利と判断される場合は、吉松PA（緊急開口部）の使用について関係機関等と調整を行う。

9. 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送に留意する。

この際、被災者の輸送は、実施責任者である町長が輸送にあたり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

また、災害応急対策実施のため緊急の必要がある場合、県を通じて、運送事業者である指定公共機関等に対し、運送すべき物資又は資材及び運送すべき場所並びに期日等を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。

事務の委託を受けた場合の業務の調整、連絡先

- 県危機管理防災局危機管理課
電 話：099-286-2276
- 県トラック協会
電 話：099-261-1167
- 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
電 話：099-256-0165
- 日本貨物鉄道株式会社鹿児島営業支店
電 話：099-222-5088
- 九州運輸局鹿児島運輸支局
電 話：099-222-5660
- 第十管区海上保安部
電 話：099-250-9801
- 陸上自衛隊西部方面総監部（防衛部防衛課運用班）
電 話：096-368-5111 内線 2255又は2256
第8師団（第3部防衛班）
電 話：096-343-3141 内線 3234（夜間3302）
第12普通科連隊（第3科）
電 話：0995-46-0350 内線 235
第8施設大隊（第3科）
電 話：0996-20-3900 内線 230

原則、県を通じて要請（依頼）する。

10. 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、緊急医療を担任する医療機関等との連絡・調整を適切に行うとともに、災害派遣医療チーム（以下「D M A T」という。）等の支援を受ける。

この際、広域災害救急医療情報システム（E M I S）を活用し、医療機関からの支援の可否等の情報を収集するとともに、避難所における負傷者数や感染症に関する情報を共有し、高度医療との連接を容易にする。

D M A Tの調整、連絡先	
<input type="checkbox"/>	くらし保健福祉対策部（保健医療調整本部） 電 話：099-286-2656
<input type="checkbox"/>	保健所（姶良・伊佐地域振興局 姶良保健所） 電 話：0995-44-7951
<input type="checkbox"/>	D M A T調整窓口 電 話：0995-22-8511（県立北薩病院） 電 話：0995-42-1171（霧島市立医師会医療センター） 電 話：099-230-0100（米盛病院）
<input type="checkbox"/>	協定医療機関調整窓口（姶良地区医師会） 電 話：0995-42-4205
急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。	

県救護班の調整、連絡先	
<input type="checkbox"/>	くらし保健福祉対策部（保健医療調整本部） 電 話：099-286-2656
<input type="checkbox"/>	保健所（姶良・伊佐地域振興局 姶良保健所） 電 話：0995-44-7951
<input type="checkbox"/>	協定医療機関調整窓口（姶良地区医師会） 電 話：0995-42-4205
救護班は、自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から、事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として、現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ（※別記参照）、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。	

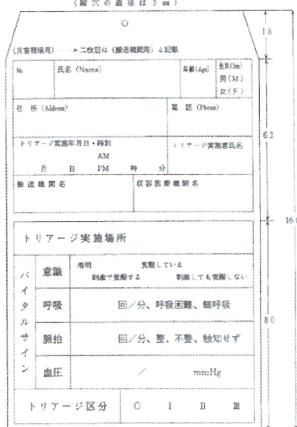
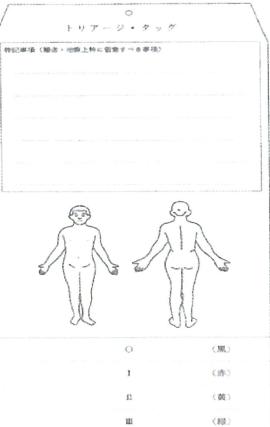
トリアージの参考

多数の負傷者が発生している災害現場では、救護活動を効率的に実施するためには、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのため、傷病程度の識別を行うトリアジタグを活用した救護活動が実施される。

【トリアージ区分】

順位	分類	識別色	疾病等の概要
第1順位	最優先治療群	赤色 (I)	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに処置を行えば、救命が可能な者
第2順位	非緊急治療群	黄色 (II)	<ul style="list-style-type: none"> 多少治療の時間が遅れても、生命には危険がない者 基本的には、バイタルサインが安定している者
第3順位	軽処置群	緑色 (III)	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の軽易な疾病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	不処置群	黒色 (0)	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに処置を行っても、明らかに救命が不可能な者又は既に死亡している者

【トリアジタグ（3枚綴り）】

1、2枚目	3枚目	3枚目（裏）
		
災害現場、搬送機関用	収容医療機関用	収容医療機関用

11. 要配慮者への緊急支援

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者、難病患者等の要配慮者が、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

(1) 要配慮者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせた的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、以下の点に留意しながら要配慮者対策に努める。

ア 要配慮者を発見した場合

当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

- (ア) 地域住民等と協力して、避難場所や避難所へ移送すること。
- (イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (ウ) 居宅における生活が可能な場合は、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

イ 要配慮者の把握調査

発災1週間をめどに、組織的・継続的に開始できるように、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。

この際、できる限り早期にホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供に努める。

(2) 妊産婦及び乳幼児に係る対策

ストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても配慮するとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

(3) 高齢者及び障害者に係る対策

避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策に努める。

- ・ 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- ・ 掲示板、広報誌、ホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、報道機関の協力のもと、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話付き放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対し生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- ・ 生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- ・ ニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- ・ 生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

(4) 児童に係る対策

次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 要保護児童の把握等

(ア) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、通報がなされる措置を講ずる。

(イ) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

(ウ) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

イ 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

(5) 社会福祉施設等に係る対策

ア 入所者・利用者の安全確保

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

県及び町は、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

イ 県、町への応援要請等

各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について県、町に対して、他の施設からの応援のあっせんを要請する。

この際、各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

ウ 町が実施する支援活動

(ア) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

(イ) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

(ウ) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーを確保する。

(6) 観光客等及び外国人に係る対策

ア 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県及び町（消防機関を含む。）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

イ 外国人の安全確保

(ア) 外国人への情報提供

　ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

(イ) 相談窓口の開設

　外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。
　この場合、県国際交流協会等を介して、外国語通訳ボランティア等を配置し対応する。

(7) 帰宅困難者に係る対策

ア 住民等への啓発

　住民等に対して、帰宅困難な状況になった場合は、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則を広報等で周知する。

イ 一時滞在施設等の確保等

　県及び町は、互いに協力して一時滞在施設（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設）及び帰宅支援ステーション（発災後徒步帰宅者の支援を行う施設）の確保等に努める。

ウ 公共交通機関に関する情報提供

　県は、公共交通機関の状況把握を行い、町へ伝達する。
　この際、町は、施設管理者に情報を伝達し帰宅困難者に随時情報提供を行う。

エ 避難所の案内

　一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者は、施設管理者の要請に基づき、町内の最寄りの指定避難所に案内する等の対応を行う。

第3章 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期には、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

1. 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により、多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を行う。

(1) 避難所の開設等

ア 町の対応

- ・ 避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- ・ 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式で、県及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- ・ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- ・ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- ・ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ・ 避難所が不足する場合は、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。なお、野外に施設を開設した場合の県への連絡並びに管理責任者の設置は、避難所の開設と同様とする。
- ・ 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県（保健福祉部）に調達を依頼する。
- ・ 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

イ 教育委員会の対応

町から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、開設に協力する。

(2) 二次避難所（福祉避難所等）の開設

- ・ 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護などの必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。
- ・ 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式で、県及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

(3) 避難所の管理運営

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等で、生活環境の確保が図られるよう努める。

ア 町の対応

- ・ 避難者の受け入れは、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し自主防災組織等と連携して、班を編成の上、受け入れる。
その際、それぞれの避難所に収容されている避難者情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。
また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等からは、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報の提供を受ける。
- ・ 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるとともに、必要に応じて防災関係機関N P O法人やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- ・ 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるようその立ち上げを支援する。
- ・ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- ・ 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- ・ 避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
また、必要に応じ、避難所における家庭用動物のためのスペースの確保及びL G B T等への配慮も行き多様なニーズへの対応に努める。
- ・ 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ・ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定等を活用し、宿泊施設の提供を行う。
- ・ 感染症の発生・拡大が見られる場合は、感染症対策として必要な措置を講じる。

イ 教育委員会の対応

- ・ 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。
- ・ 避難所に指定されている学校の校長は、町職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。

(4) 広域一時滞在・移送

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ア 国の対応

- 国は、市町村及び都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待つことまがないとときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が広域一時滞在のための協議を行う。

イ 県の対応

- 被災市町村から協議要求があった場合、警察本部及び関係機関と調整の上、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他の都道府県と協議を行う。
- 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待つことまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- 県は、市町村から要請があった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。
- 被災者の移送方法については、危機管理防災局災害対策課が当該市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、市町村、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。

ウ 町の対応

- 災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れは、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該他の都道府県との協議を求める。
- 広域一時滞在を要請した場合は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- 移送先での避難所運営は、被災者を受け入れた市町村の協力を得て職員が行う。
- その他、必要事項は地域防災計画に定めるとともに、避難所を指定する際には、併せて広域一時滞在の用にも供することを定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れできる施設等をあらかじめ決定しておくように努める。

2. 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

(1) 食料の調達

ア 米穀の調達

特に、災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

(ア) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱業者等から現金で米穀を買い取り、調達する。

また、災害の状況により米穀集荷団体等と連携し必要量の米穀を確保する。

(イ) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記の方法で調達不可能の場合は、政府所有米穀の調達を知事に要望する。

取扱方法の細部は、県の計画による。

イ その他の食品の調達

被害の状況から判断して必要と認めたときは、以下の食料品の中から供給する品目及び数量を決定して調達を行う。

品 名	調 達 先 等
調 整 粉 乳 哺 乳 ビ 漬 物 増 味 増 醤 油 食 油 即 塩 席 ん め	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

(2) 食料の供給

ア 食料の供給

食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、食料等が提供されるよう努める。

(ア) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し、その他の方法により給食又は食料の供給を行う。

(イ) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受け、被害を受けない町民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。

(ウ) 米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

(エ) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。

(オ) 多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。

(カ) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに県に報告する。

イ 給食基準（1人当たりの配給量）

品名	基準
米 穀	被災者：1食当たり精米200グラム以内 応急供給受給者：1人1日あたり精米400グラム以内 災害救助従事者：1食当たり精米300グラム以内
乾 パ ン	1食当たり：1包（100グラム入り）以内
食 パ ン	1食当たり：185グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり：200グラム以内

ウ 緊急時の食料の供給

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行なうことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待つことまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

（3）食料の輸送

ア 県及び町による輸送

(ア) 県が調達した食料の町集積地までの輸送は、原則として県知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する食料について、町長に引取を指示することができる。

(イ) 町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は、町長が行う。

イ 食料集積地の指定及び管理

(ア) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは、広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。

(イ) 町は、あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。町における集積地は、栗野体育館、吉松体育館を基本計画とする。

(ウ) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

3. 応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

(1) 応急給水の実施

ア 町における応急給水

(ア) 次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。

- a 被災者や避難所の状況
- b 医療機関、社会福祉施設等の状況
- c 断水区域及び断水人口の状況
- d 原水、浄水等の水質状況

(イ) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から、当該地区に最も適切な給水方法を採用して、給水活動を実施する。

(ウ) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いて、きめ細かく住民に広報する。

(エ) 医療機関、社会福祉施設は、別に応急給水班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

(オ) NPO法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。

(カ) 被災地における応急給水の目標水量は、被災直後は、生命維持のため、1人1日3ℓ以上とする。

ただし、被災状況や復旧状況により適宜増加する。

イ 県等への応援要請

激甚災害等のため、町だけで応急給水の実施が困難な場合は、近隣市町、県及び関係機関へ応援を要請する。

(2) 応急給水の方法

ア 給水方法

- (ア) 浄水場、給水場等での拠点給水
- (イ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水
- (エ) 仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水
- (オ) ミネラルウォーター製造業者等との協力

イ 上記の方法を適宜に選択して行う。

4. 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

(1) 生活必需品の調達

ア 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は、町が原則として、備蓄物資を調達する。

この際、日本赤十字社鹿児島県支部は、保管物資を放出する。

イ 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び町は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及びその他のスーパー、生活協同組合、コンビニエンスストアー等、流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主な調達品目

大 品 目	小 品 目
寝 具	・就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団 等
外 衣	・洋服、作業着、子供服等（布地は給与しない。（以下同じ。））
肌 着	・シャツ、パンツ 等
身の回り品	・タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘 等
炊 事 道 具	・なべ、炊飯器、包丁、ガス器具 等
食 器	・茶碗、さら、はし 等
日 用 品	・石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉 等
光 熱 材 料	・マッチ、ローソク、プロパンガス 等

(2) 生活必需品の給与

ア 町、県及び関係機関等による生活必需品の給与

生活必需品の給与は、以下のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

- (ア) 次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量を判断する。
 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。
 また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- a 被災者や避難所の状況
 - b 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- (イ) 被服、寝具、その他生活必需品物資を備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。
- (ウ) NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者の支援や被災者が多数発生した場合の円滑な給与に留意する。
- (エ) 激甚災害等のため、町だけで実施困難の場合は、県、隣接市町及び関係機関へ応援を要請する。
- イ 災害救助法による基準**
 災害救助法による基準は、第3部第1章「災害救助法の適用及び運用」を参照
ウ 市町村長の要請による法外援助護

市町村長の要請による法外援助護は、以下のとおりである。

(表内額：円)

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増す毎の加算
全焼 全壊・流失	14,800	19,100	28,100	33,600	42,600	6,300
半焼・半壊 床上浸水	4,800	6,500	9,800	11,900	15,000	2,100

(3) 生活必需品の輸送

ア 県が調達した生活必需品

市町村集積地までの輸送は、原則として知事が行う。

ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する生活必需品について、町長に引取を指示することができる。

イ 町が調達した生活必需品

集積地までの輸送及び町内における生活必需品の移動は町長が行う。

(4) 集積地の指定及び管理

生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置して物資管理の万全を期するものとする。

5. 医療

災害時の初期の医療活動は、「第3部第2章緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。

事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等に留意する。

(1) 医療救護活動状況の把握等

ア 医療ニーズの把握と提供等

県（くらし保健福祉部）及び保健所（災害対策支部衛生対策班）に対して、次の情報を速やかに把握し、適時に提供する。

また、相互連携の強化を図り、必要な医療支援を受ける。

- (ア) 避難所での医療ニーズ
- (イ) 医療機関、薬局の状況
- (ウ) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (エ) 交通確保の状況

イ 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

以下の情報を集約の上、防災行政無線等を活用して広く一般に知らせる。

また、相談電話を設置し、町民からの問い合わせに応じる。

- (ア) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (イ) 医療救援班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (ウ) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (エ) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (オ) 負傷者の発生状況
- (カ) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (キ) 透析患者等への医療体制確立状況

(2) 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

ア 被災者の健康状態の把握

被災地、特に、避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (ア) 必要に応じて、避難所への救護所等の設置やD P A T 派遣等の支援を受けて心のケアを含めた対策を行う。
- (イ) 高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等、特段の配慮を行う。
- (ウ) 保健師等による巡回相談を行う。

イ メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、D P A T をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(ア) メンタルヘルスケア

- a 保健所を拠点に開設される精神相談室から、必要に応じて支援を受ける。
- b 精神保健福祉センターで、精神保健に関する情報提供及び電話相談等、必要に応じて支援を受ける。
- c 被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等の支援を受ける。

(イ) 精神疾患患者対策

- a 被災した精神科病院の入院患者については、被災地域以外の精神科病院に転院を調整する。
- b 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対しては、薬の入手が困難な患者には、服薬中断が生じないように投薬を行うなど、継続した精神医療を提供できるように適切な調整を行う。
- c 災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供ができるよう適切な調整を行う。
- d 措置患者等の緊急入院時は、搬送の協力をう。

6. 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。

特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関して適切な処置を行う。

7. 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

8. し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。

特に、多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し必要な措置を行う。

9. 行方不明者の搜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

(1) 行方不明者の搜索

ア 行方不明者搜索隊の編成

(ア) 県警察搜索隊の編成

警察は、搜索隊を編成し、行方不明者等の搜索を行う。

また、行方不明者調査隊を編成し、行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、関係機関と緊密な連携をとり、情報の収集に努める。

(イ) 町搜索隊の編成

県警察とともに、行方不明者の搜索を行うため、搜索隊を編成する。編成に際しては、消防団及び住民組織の活用を図る。

イ 搜索の実施方法等

(ア) 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	<ul style="list-style-type: none">・ 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。・ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。・ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
搜索範囲が比較的せまい場合	<ul style="list-style-type: none">・ 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。・ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。・ り災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が河川、湖沼の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。・ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。・ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(イ) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(ウ) 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(エ) 必要帳票等の整備

行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- a 救助実施記録日計表
- b 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿
- c 被災者救出（遺体の搜索）状況記録簿
- d 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

ウ 行方不明者発見後の処理

区分	負傷者等	遺体
第十管区 海上保安本部	市町村長に引渡す。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、その後、遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
県警察	医療機関に収容する。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、その後、遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
町	医療機関に収容する。	警察署長又は海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容する。

搜索に関しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

(2) 遺体の収容、処理、埋葬

ア 遺体の収容、処理

(ア) 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

- a 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ検視等に要する資機材を整備する。
- b 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、遺体収容所等に搬送し検視等を行う。
この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。
- c 町搜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所（検視等の遺体処理を行う場所）及び遺体収容所へ収容する。
- d 検視等に立ち会う医師は、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ県医師会、県歯科医師会等と協議し協力を得る。

(イ) 遺体の収容

- a 町長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。
- b 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

- 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
- 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
- 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
- 遺体の数に相応する施設である。
- 駐車場があり、長時間使用できる。

- c 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市町村長に引き渡す。

町長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は、速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体は、遺体収容所に収容する。

(ウ) 遺体の処理

- a 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能で、かつ引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。
- b 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
- c 遺体の確認及び死因の究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は原則として、第3部第2章「緊急医療」による救護班により行う。
ただし、遺体が多数のとき又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。
- d 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、遺体を遺体収容所に一時保存する。
- e 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき、関係事業者への要請等必要な措置をとる。
- f 町長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

イ 遺体の埋葬等

(ア) 遺体の埋葬

- a 身元の判明しない遺体又は、遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で、遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際に死亡したもので各種事情により、遺族等による埋葬ができないものについて、町が埋葬を行う。
- b 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは、災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。
- c 県内市町村ごとの火葬場、処理能力等

県計画《資料編15.5 市町村等別火葬場の一覧表》参照

(イ) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。また、その遺骨及び遺留品は、遺骨遺留品保管所等に保管する。

(ウ) 必要帳票等の整理

埋葬等を実施し又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備、保存する。

- a 救助実施記録日計票
- b 埋葬台帳
- c 埋葬費支出関係証拠書類

10. 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するため応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

(1) 住宅の確保・修理

ア 応急仮設住宅等の供給

災害により住家が、全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、町長が実施する。

ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により町長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。町のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(ア) 応急仮設住宅の建設

a 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

b 資材の調達等

(a) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する（一社）プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

(b) 木造応急仮設住宅

① 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い資材の供給を受ける。

② 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

③ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた町長が、災害に応じて締結するものとする。

c 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ関係機関等と協議し適当な空地に建設する。

また、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。町における候補地は、次のとおり。

候補地（5ヶ所）	建設可能数	想 定
① 轟小学校校庭	7戸	南海トラフにおける仮設必要戸数
② 幸田小学校校庭		
③ 第2上場団地用地	2DK	
④ 吉松グラウンド		
⑤ 総合交流施設芝地	(30平方メートル基準)	61戸

d 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

(イ) 民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報の活用などにより、民間賃貸住宅を確保、迅速な住宅供給に努める。

a 入居者の選定

入居資格は、次の各号の全てに該当する者のか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは、一世帯が1ヶ所限りとする。

(a) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(b) 住居する住家がない者

(c) 自ら住家を確保できない者

b 入居者の募集・選定

(a) 入居者の募集計画は、被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として、町内の住宅を割り当てるものとする。

住宅の割り当てを受けた場合は、町内の被災者に対し募集を行う。

(b) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して行う。

イ 住宅の応急修理

災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、町長が実施する。

ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により、町長が行うこととする。

ウ 公営住宅等の供与

県に対して、町内にある県営住宅へ入居を希望する被災者の希望状況等を伝えるとともに、町営住宅の供与についても最大限の配慮を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者による支援を受ける。

11. 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

(1) 応急教育の実施

ア 文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
町立の学校	湧水町教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事（県立短大）
災害救助法が適用された場合における り災小・中・義務教育学校児童生徒に に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市町村長
私立学校	学校法人等の長

イ 教室等の確保

(ア) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合は、できるだけ速やかに修理を行い施設の確保に努める。

(イ) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

(ウ) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(エ) 応急仮校舎の建設

上記で施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

ウ 教職員の確保

(ア) 学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内において操作する。

(イ) 学校外操作

学校内で操作できないときは、教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において、教職員の確保の方法を検討する。

(ウ) 市町村の地域外操作

町で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。

これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

エ 応急教育の留意点

(ア) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。

たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。

(イ) 応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

- a 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。
- b 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
- c 通学路の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。
- d 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

オ 学校給食等の措置

(ア) 納食施設・設備が被災した場合は、できるだけ応急措置を講ずる。

(イ) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

(ウ) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

カ 学校が避難所となつた場合の措置

学校等の教育施設において、避難所が開設される場合、校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

(ア) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合は、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について協議する。

(イ) 避難所の運営への協力

避難所の運営は、積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるように、町、教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(ウ) 避難が長期化する場合の措置

- a 収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

- b 納食施設は、り災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

(2) 学用品の調達及び授業料等の減免、育英資金

ア 教材、学校用品等の調達、給与

(ア) 教科書は、町又は県教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。

(イ) 文房具、通学用品等は、町又は県教育委員会で、それぞれ調達する。

(ウ) 災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた町長が行う。

イ 授業料等の減免、育英資金

(ア) 高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各校長は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

(イ) 県立短期大学

県立短期大学学生の保護者又は当該学生が被害を受け、授業料の減免が必要であると認められる場合は、学長が授業料の減免の措置を講じる。

(ウ) 私立高等学校

県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額について一部を補助し、育英資金の貸与については、各校長は、県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

(3) 文化財の保護

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。

また、文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

12. 社会秩序の維持、物価の安定等

災害時は、人心が不安定であり、また、道路等の交通・輸送ルートやライフライン等の被害により、流通ルート等が正常に機能するまで時間がかかる。

このため、社会秩序の維持及び物価の安定等に努め住民の生活を安定させる。

(1) 社会秩序の維持のための活動

ア 警察安全相談窓口の開設

住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては、町その他関係機関との連絡調整を行うなど、当該事案の解決に努める。

イ 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置又は移動交番車を配置する。

ウ 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等を重視して、防犯パトロールを行う。

エ 犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企画する悪質業者等の経済事犯、詐欺事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、住民の不安を軽減するとともに社会秩序の混乱を防止する。

オ 地域安全情報等の広報

地域住民に対し、地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。また、視聴覚障害者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

(2) 物価の安定等に関する活動

県の行う活動と連携し、町内の現況把握と情報提供等を行う。

13. 義援金・義援物資等の取扱い

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金はできる限り迅速な配分に努め、また、義援物資は被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

この際、県及び社会福祉協議会等の協力、支援を受ける。

14. 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

(1) 農産物対策

ア 事前・事後措置の指導

県及び町は、災害による農産物の被害拡大を防止するため作物ごとに事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたる。

イ 気象災害対策

県農政部各課と地域振興局・支庁農林水産部及び農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

対象作物	主な対象災害
・ 水 稲	風害、水害、干害、寒害
・ 大 豆	風害、水害、干害
・ そ ば	風害、水害
・ 甘 よ	風害、水害、干害、寒害、霜害、潮風害
・ た ば こ	風害、水害、干害、寒害、降灰害、霜害
・ さ とう き び	風害、干害、潮風害
・ 野 菜	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
・ 果 樹	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
・ 花 き・花 木	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
・ 茶	干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
・ 飼 料 作 物	風害、水害、干害、寒害、降灰害

ウ 病害虫防除対策

災害時における病害虫の対策は、次のとおり。

(ア) 指導の徹底

県農政部各課、農業開発総合センター及び病害虫防除所と緊密な連携のもとに、地域振興局・支庁農林水産部、町、JA等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を行う。

(イ) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者は、病害虫の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているので、その活用を図る。

(ウ) 防除機具の整備

町、団体等の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用する。

(エ) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

(2) 林水産物等対策

ア 応急措置、事後措置の指導

県及び町は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するため、被災林業家、漁家等に対して応急措置、事後措置の指導にあたる。

イ 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害等は、次のとおり。

(ア) 林産物

対象作物	対象災害
・ 苗 畑	干害、降灰害
・ 造林木	干害、風害、潮害
・ たけのこ専用林	風害、水害、干害
・ しいたけ	干害、降灰害

(イ) 水産物等

災害についての情報収集に努め、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努める。

また、台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

(3) 畜産関係対策

ア 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし、必要な家畜防疫員が動員できるよう、家畜保健衛生所ごとに家畜防疫員が配置される。

姶良・伊佐地区には、衛生所職員10名の他、県出先機関27名の家畜防疫員が配置される。

イ 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じて畜舎の消毒が、次のように実施される。

(ア) 実施主体

家畜保健衛生所

(イ) 実施の方法

災害時に家畜防疫車が派遣され、町と協力して実施される。

(ウ) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

(エ) 消毒薬品

家畜保健衛生所の備蓄分を利用する。

ウ 飼料の確保

緊急を要する飼料は、県を通じて、次の機関等から必要量を確保する。

- ・ 鹿児島県経済農業協同組合連合会
- ・ 一般社団法人鹿児島県配合飼料価格安定基金協会
- ・ 鹿児島県酪農業協同組合
- ・ 薩州開拓農業協同組合

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の発展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が、各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

1. 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、九州電力株式会社は、電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保に努める。

(1) 電力供給設備の復旧順位

社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位を原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線の優先的な復旧を進める。

2. ガス施設の応急対策

風水害時には、ガス管等の流失や浸水等の被害、プロパンガスも埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。

さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、ガス事業者等は、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

緊急時の連絡先は、次のとおり。

※ 事故発生当事者（消防署に連絡するとともに、販売店に連絡する。）

● 消防署（119）→ 警察署（110）→（警察本部・九州電力）

● 供給販売店（最寄りの販売店）

↓

○ 県LPGガス協会 099-250-2535

↓

○ 危機管理防災局消防保安課保安係 099-286-2262（昼夜）

3. 上水道施設の応急対策

災害時には、水源の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に、初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲ができるだけ少なくするよう努める。

応急対策の要領は、次のとおり。

- ・ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- ・ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの配水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- ・ 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い水の消毒を強化して給水する。
- ・ 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- ・ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について、住民への周知を徹底する。

4. 電気通信施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に、初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、電気通信事業者は、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮して、電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

5. 道路・河川等公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。

これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。このため、管理者等は、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

(1) 道路・橋梁等の応急対策

実施機関	応急措置
町	<p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等から道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。</p> <p>これらの情報を基に、応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路を選定、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。</p>
九州地方整備局	<p>被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においては、パトロールカーによる巡視を実施する。</p> <p>また、道路情報モニター等からの情報収集に努める。</p> <p>これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。</p>
西日本高速道路株式会社	<p>災害が発生した場合には、災害対策本部を設置して、社員等の非常出勤体制を確保し、直ちに災害応急活動に入るものとする。</p> <p>また、災害発生後、速やかに警察当局と協力して交通規制を行いラジオ、標識、情報板、看板及び西日本高速道路（株）のパトロールカー等により情報を提供するなど、通行車の安全確保に努める。</p>

(2) 河川・砂防等の応急対策

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

余 白